

平成27年

6月1日

から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと



自転車運転者講習

を受けることにな
ります。

私は いつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…

信号
無視

一時
不停止

酒酔い
運転

ブレーキ
不良自転車
運転

など

●講習制度のながれ

危険行為
を反復

受講命令

講習の
受講

■受講命令違反…5万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔

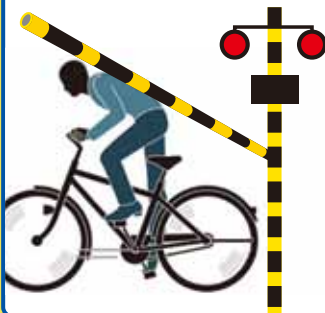


自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ） 不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

- 1** 自転車運転者が危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上
- 2** 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令
- 3** 講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円（標準額）

自転車 安全利用 五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。